

和解について（港湾局関係）

建物収去土地明渡等請求事件及び通行地役権確認等反訴請求事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告兼反訴被告 大阪市 被告兼反訴原告 住吉大社 2 大阪地方裁判所 平成26年（ワ）第9344号 建物収去土地明渡等 請求事件、 平成27年（ワ）第3623号 通行地役権確認等反 訴請求事件	本市は、港区築港1丁目5番2及び5番4の市有地（以下「本件土地」という。）を不法に占有して建物を所有する被告兼反訴原告に対し、建物収去土地明渡し及び損害金の支払を求める訴えを提起し、被告兼反訴原告は、本市に対し、本件土地の一部について被告兼反訴原告が通行地役権を有することの確認を求める反訴を提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するもの

2 和解の要旨

本市は、被告兼反訴原告に対し、本件土地を金265,000,000円で売却する。

平成28年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建物収去土地明渡等請求事件及び通行地役権確認等反訴請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。